

米子駅南北自由通路整備支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、米子駅南北自由通路整備支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、西日本旅客鉄道米子駅（以下「米子駅」という。）が地域の交通体系において果たす重要な役割にかんがみ、米子市が平成28年度から行う米子駅南北自由通路の整備に係る事業費の一部を補助することにより、交通結節点としての機能強化による利便性の向上と交通の円滑化を支援し、もって鳥取県西部圏域の玄関口として相応しい都市環境の整備と米子駅を中心とした賑わいの創出を図ることを目的として交付する。

(交付対象)

第3条 本補助金は、米子市が米子駅南北自由通路整備事業（以下「本事業」という。）を国の交付金を充てて行う場合に交付することとし、市の自主財源による投資が最少となるよう地方債を選択して財源とした場合に限り、整備に要する事業費（次に掲げるものを除く。以下「鳥取県支援対象事業費」という。）の地方負担額のうち自主財源の部分及び鳥取県支援対象事業費の財源とした地方債の元利償還金のうち自主財源の部分に対し交付する。

- (1) 米子駅南広場整備に係る全ての経費
- (2) 米子駅南北自由通路整備に係る用地費
- (3) 地方債の利子
- (4) 事業計画の認可（平成29年3月10日）前に実施した内容に係る経費

(補助金の交付)

第4条 知事は第2条の目的の達成に資するため、米子市に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額以下とする。

- (1)合併特例債を財源とした場合

鳥取県支援対象事業費の地方負担額×（1－地方債充当率〔0.95〕×元利償還金を基準財政需要額に算入する割合〔0.70〕）×補助率〔1/2〕

- (2)公共事業等債を財源とした場合

鳥取県支援対象事業費の地方負担額×（1－地方債充当率〔0.90〕×元利償還金を基準財政需要額に算入する割合〔(4/9)×0.50〕）×補助〔1/2〕

- (3)補正予算債を財源とした場合

鳥取県支援対象事業費の地方負担額×（1－地方債充当率〔1.00〕×元利償還金を基準財政需要額に算入する割合〔0.50〕）×補助〔1/2〕

- 3 本補助金は、前年度に支出した鳥取県支援対象事業費を対象に交付する。ただし、地方債の元金償還金のうち自主財源の部分に対する補助は、地方債の償還期間に応じて分割して交付する。
- 4 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、前各項に規定する補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注及び県内産資材の購入に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

- 第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

- 第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（承認を要しない変更）

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 補助事業の目的及び効果に変更をもたらす変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期）

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了した年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。
 - 3 規則第17条第3項による報告は、様式第4号によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

この要綱は、令和4年4月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。